

## 原子力防災対策について

## ① 避難退域時検査及び簡易除染実施計画の策定（説明：鹿児島県）

原子力災害が発生し、放射性物質の放出後に、避難や一時移転される住民の方は、避難所に向かう途中またはその近くにある場所で放射性物質が車両や衣服などに付着していないか調べる検査などを受ける必要があります。

県では、原子力災害時に円滑に対応するため、検査の実施場所の選定や手順等を定めた実施計画を令和6年3月に策定しました。

## 実施計画の主な内容

## ●検査の場所

避難経路付近の公共施設など21か所を検査場所の候補地としています。候補地の中から、被災の状況や避難する人数などを踏まえて検査場所を選定します。



## ●検査の流れ

自家用車やバス等の車両を利用して避難などをする住民の検査は、まず車両の検査を行います。車両に一定基準以上の放射性物質が付着していた場合には、乗員の検査を実施します。一定基準以上の放射性物質が付着していない場合や、簡易除染により基準値を下回った場合は、通過証の交付後、避難所などへ向かいます。



(※1)車の除染後に車の検査を行います

(※2)代表者と同乗者のうち放射性物質が付着していた人を検査します。

注)簡易除染しても一定基準以上の放射性物質が付着している車両や

携行品については、検査場所で一時保管などの措置を行います。



医療機関等へ搬送して除染します

質疑應答

Q. 検査を行う要員には、どのような研修を予定しているのか。

A. 国が実施している「原子力防災に関する基礎的な研修」や「機器の取扱いに関する研修」などの受講に努めているところ。

県では、本年10月31日に検査場所の候補地（県立サッカー・ラグビー場）で、資機材の運搬・設置から避難車両の検査や簡易除染までを連続して行う訓練を新たに実施しました。

## ② 避難の実施により健康リスクが高まる方への対応(説明:鹿児島県)

- 入院患者や重度の障害をお持ちの方などのうち、避難の実施により健康リスクが高まる方は、無理な避難は行わず、最寄りの放射線防護対策施設（14施設）へ移動し、屋内退避を行います。
  - 移動手段や他の防護措置を確保し、移動によるリスクが低いことを確認できた後に、医師や看護師などのサポートにより、避難を行います。



質疑應答

Q. 放射線防護対策施設には、どのような設備が整備されているのか。

A. 非常用発電設備や陽圧化装置が設置され、遮へい性や気密性を確保している。

委員  
コメント

移動による健康リスクの高まる方の避難については、医療関係者の助言を踏まえて判断されるのが適切である。

## 国の原子力総合防災訓練が来年2月に本県で実施されます

- 訓練の内容や日程については、現在調整中ですので、決まり次第お知らせする予定です。
  - 能登半島地震等を踏まえ、国や関係市町、関係機関等と連携した実効性のある訓練となるよう取り組んでまいります。